

# 川崎市余熱利用市民施設管理運営要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、川崎市余熱利用市民施設（以下、「余熱利用市民施設」という。）の適正、かつ、円滑な運営を図ることを目的として、川崎市余熱利用市民施設条例（以下、「条例」という。）及び川崎市余熱利用市民施設条例施行規則（以下、「規則」という。）で定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

## (利用許可の審査基準)

第2条 条例第9条の利用許可については、次の審査基準を満たしている場合とする。

- (1) 条例第13条の利用許可の制限の規定に該当しないこと。
- (2) 規則第7条第1項及び第2項の規定により利用許可を申請していること。
- (3) 規則第13条及び第5条に規定する遵守事項を遵守できること。

## (利用料金の減免)

第3条 規則第8条第2項の規定により、利用料金を減額し、又は免除することができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 利用料金の5割相当額を減額する範囲

ア 市又は教育委員会が共催又は後援する行事に参加するため、温水プールを利用する場合

イ 市が指導育成を行うことを必要とする団体が、その目的のために温水プールを利用する場合

- (2) 利用料金の全額を免除する範囲

- ア 公害健康被害補償法（昭和48年法律第111号）第4条第4項の規定により、市長の認定に係わる公害医療手帳の交付を受けている者及び川崎市公害健康被害補償条例施行規則（昭和49年規則第107号）第6条の規定により、川崎市公害医療手帳の交付を受けている者、並びにその付添者が温水プール、トレーニングルーム及び駐車場を利用する場合
- イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に規定する療育手帳の交付を受けている者及びその付添者が温水プール、トレーニングルーム及び駐車場を利用する場合
- ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその付添者が温水プール、トレーニングルーム及び駐車場を利用する場合
- エ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年12月16日法律第117号）第2条の規定により被爆者健康手帳の交付を受けているものが温水プール、トレーニングルーム及び駐車場を利用する場合
- オ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規程による支援給付を受けている者が利用する場合
- カ 幼児、小学生、中学生及び高校生が、学校の夏期休業期間を除く毎週土曜日に温水プールを利用する場合。ただし、その保護者は除く。

## 2 減免の申請事項の確認

規則第9条第1項及び前項第2号の規定に基づく利用料金の免除に際しては、指定管理者は、入場の際に証明となる手帳又は証明書の提示を求めることができる。

(施設の模様替え及び特別の設備の付設許可の審査基準)

第4条 施設の模様替え及び特別の設備の付設許可については、次の審査基準を満たしている場合とする。

- (1) 建物又は資料等を損傷する恐れがないこと。
- (2) 他の利用者に迷惑がかからないこと。
- (3) 利用区分の直後の利用に支障を来さないよう速やかに原状回復できること。

(遵守事項)

第5条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 温水プールを利用する場合

ア 酒気を帯びていないこと。

イ 小学校低学年の者については、高校生以上の付添いをつけること。

ウ 中学生以下の者の午後6時以降の入場の際には、成人の付添いを付けること。

エ 水泳帽子を着用すること。

オ 履物を着用しないこと。

カ ネックレスや時計等の装身具を着用しないこと。

キ 競泳用メガネを除く水中メガネを使用しないこと。(視力に著しく障害があるなど、管理者が特に貸与が必要であると認め

た者は、管理者が貸与する水中メガネを使用できる。)

ク ビート板及び小型浮き輪以外のものは持ち込まないこと。

ケ 水浴によって伝染する恐れのある皮膚病、眼病等の疾患にかかっている者及び感染の疑いがある者は利用を控えること。

コ その他、安全及び衛生の保持に努めること。

#### (2) トレーニングルームを利用する場合

ア 酒気を帯びていないこと。

イ 利用の前に、必ず準備運動をすること。

ウ 入浴によって伝染する恐れのある皮膚病、眼病等の疾患にかかっている者及び感染の疑いがある者はサウナ（浴室）の利用を控えること。

#### (3) 老人休養施設を利用する場合

ア 酒気を帯びていないこと。

イ 舞台、放送設備及び娯楽品を特定の者及び団体が独占しないこと。

ウ 入浴する際は、浴槽内でタオルを使用しないこと。また、身の回り品については各自が十分に注意すること。

エ 使用した備品類は、所定の場所に返還すること。

オ 入浴によって伝染する恐れのある皮膚病、眼病等の疾患にかかっている者及び感染の疑いがある者は浴室の利用を控えること。

#### (4) 駐車場を利用する場合

ア 入場の際、満車・空車の表示及び利用可能車両の確認をすること。

イ 駐車後は、サイドブレーキを引き、エンジンキーを外し、ド

アをロックすること。

附 則

この要綱は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 3 年 1 月 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 5 年 1 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 8 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 1 年 1 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 2 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 3 年 1 月 6 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 1 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則

この要綱は、平成14年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成16年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。